

議案第四十六号

港区旅館業法施行条例及び港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区旅館業法施行条例及び港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
(港区旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 港区旅館業法施行条例(平成二十四年港区条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第八号二中「温泉法(昭和二十三年法律第二百五号)第二条第一項に規定する温泉を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)」を「貯湯槽」に改め、同号二(1)中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同号ホ中「ろ過器等」を「ろ過器その他の設備(以下「ろ過器等」という。)」に改め、同号ホ(4)ただし書中「塩素系薬剤による消毒」とその他の方法による消毒とを併用し」を「区規則で定めるところにより消毒を行い」に改め、同号へ中「及びホ」を「からへまで」に改め、同号へを同号トとし、同号ホの次に次の

ように加える。

へ 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

第四条第十一号中「手拭い等」を「タオル等」に改める。

第七条第七号二に次のように加える。

(7) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

(港区公衆浴場法施行条例の一部改正)

第二条 港区公衆浴場法施行条例（平成二十四年港区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条第一項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に改め、同号イ中「行」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同項第十号中「ろ過器等」を「ろ過器その他の設備（以下「ろ過器等」という。）」に改め、同号ニただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し」を「区規則で定めるところにより消毒を行い」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十の二 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すると。

第三条第一項第十一号中「前二号」を「前三号」に改め、同項第十三号を次のように改める。

十三 タオル、くし等を入浴者に貸与するときは、未使用のもの又は消毒済みのものを貸与すること。

第三条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 かみそりを入浴者に貸与するときは、未使用のものを貸与することとし、使用済みのものを放置させないこと。

第三条第一項第十四号中「十歳」を「七歳」に改め、同項第三十四号に次のように加える。

ト 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。

(港区旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条第一項の規定により経営の許可を受けている営業の施設及び現に当該許可の申請がなされている施設については、第一条の規定による改正後の港区旅館業法施行条例第七条第七号ニ（7）（第八条第三項及び第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に営業の施設において微小な水粒を発生させる設備を新設し、増設し、又は変更する場合は、この限りでない。

（港区公衆浴場法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際、現に公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号）第二条第一項の規定により経営の許可を受けている営業の施設及び現に当該許可の申請がなされている施設については、第二条の規定による改正後の港区公衆浴場法施行条例第三条第一項第三十四号トの規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に営業の施設において微小な水粒を発生させる設備を新設し、増設し、又は変更する場合は、この限りでない。

（説明）

旅館業の施設及び公衆浴場の衛生に必要な措置の基準等を定めるほか、公衆浴場における混浴制限年齢を改めるため、本案を提出いたします。